

産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県船橋市西浦三丁目9番2号

氏名 日本メサライト工業株式会社
代表取締役 二宮 隆二

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

船橋市長 松 戸 徹



許可の年月日 令和元年9月27日

許可の有効期限 令和8年9月19日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

固型化及び焼却・固型化による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 固型化による中間処理に係るもの

(ア) 燃え殻、(イ) ばいじん

(これらのうち水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 焼却・固型化による中間処理に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 汚泥と廃油の混合物

(これらのうち水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

禁複写

2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙の1のとおり。

3. 許可の条件

許可証別紙の2のとおり。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和57年 5月19日 新規許可 (千葉県知事)

平成25年11月29日 変更許可 (ばいじんの限定解除)

平成26年 9月20日 更新許可

平成27年 1月28日 変更届 (保管場の変更、乾燥施設及び粉碎施設の廃止)

平成27年 3月19日 変更届 (保管場の変更)

平成27年12月10日 変更届 (保管場の変更)

平成30年 6月14日 変更届 (保管場の変更)

令和 元年 9月27日 更新許可 (優良基準適合性認定)

令和 4年 7月15日 変更届 (代表者及び役員の変更)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可証別紙

1 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	処理能力 (設置年月日及び許可番号)	数量	設置場所	
固型化及び焼却・固型化施設※ 燃え殻・ばいじんの固型化 汚泥の焼却・固型化 汚泥と廃油の混合物の焼却・固型化	96 t / 日 (昭和 56 年 3 月 9 日) 192 t / 日 19.2 t / 日 (焼却施設設置届出: 昭和 59 年 10 月 26 日)	1	 千葉県船橋市西浦 三丁目10番16、 28番2、28番3、 28番5	
ばいじん及び燃え殻の保管施設	97 m ³	1		
	100 m ³	2		
	260 m ³	1		
汚泥の保管施設	624 m ³	1		
	670 m ³	3		
	430 m ³	2		
	13 m ³	1		
	309 m ³	1		
	330 m ³	1		
汚泥と廃油の混合物の保管施設	5 m ³	1		
	47 m ³	1		
※焼却・固型化施設の構成：ロータリーキルン2、混練機1、成型機4、振動篩2				

2 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理及び保管は、上記の処理能力を超えて行わないこと。
- (2) 下水道汚泥の燃え殻以外の燃え殻及び下水道汚泥、石炭の焼却に係るばいじん以外のばいじんは、発生源別に性状確認を行うこと。確認は受け入れする前と継続管理として3ヶ月に1回以上行うこと。
- (3) 中間処理後の製品の性状分析を月1回以上行い、その記録を保存しておくこと。